

## 第 910 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成30年9月13日(木)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 伊藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員

4 説明のため出席した者

高橋教育次長, 松本教育次長, 布田総務課長, 佐々木教育企画室長, 佐藤福利課長,  
中村教職員課長, 奥山義務教育課長, 伊藤高校教育課長, 目黒特別支援教育課長,  
相馬施設整備課長, 駒木スポーツ健康課長, 小野寺生涯学習課長, 須田技術参事兼文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第909回教育委員会会議録の承認について

伊藤教育長職務代行委員 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第910回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊藤教育長職務代行委員 奈須野委員及び小室委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

伊藤教育長職務代行委員 7 議事の第1号議案及び第2号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。

秘密会とする案件については, 10の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 岩沼高等学園における物損事故に係る和解について

(説明者: 松本教育次長)

「岩沼高等学園における物損事故に係る和解について」御説明申し上げます。資料は, 1ページである。

本年5月1日午前11時頃, 支援学校岩沼高等学園において, 職員が草刈作業をしていたところ草刈機が小石を巻き上げ, 近くを走行していた自動車の側方ガラス窓を直撃し損傷を与えたものである。

なお, この事故における人的損害はなかった。

この事故は職員の公務によって発生したものであり相手方には過失が無いことから, 相手方損害額の全額である56,000円を県が相手方に支払うこととして, このたび和解が成立したものである。この和解については, 地方自治法第180条第1項の規定により, 平成30年8月9日に知事による専決処分が行われ, 9月定例県議会において報告がなされることとなっている。今後は, 同様の事故を防止するため, 作業方法等の見直しや安全確認を徹底し, より一層の安全確保に努めていく。

本件については, 以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## (2) 東北歴史博物館における来館者負傷事故に係る和解について

(説明者：高橋教育次長)

「東北歴史博物館における来館者負傷事故に係る和解について」御説明申し上げます。資料は、2ページである。

当該事故は、本年5月3日午後0時50分頃、東北歴史博物館森のピロティ内において、展示用パネルが強風により転倒し、付近にいた来館者に当たり傷害を負わせたものである。この事故については、東北歴史博物館の管理瑕疵があることから、治療費等9,197円を県が相手方に支払うこととして、このたび和解が成立したものである。この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年8月9日に知事による専決処分が行われ、9月定例県議会において当該専決処分の報告がなされることになっている。今後については、同様の事故を未然に防止するため、施設設備の定期的な点検等を徹底し、一層の安全管理に努めていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## 10 専決処分報告

### (1) 第365回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：高橋教育次長)

「第365回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。資料は、1ページから4ページである。はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、8月27日付けで知事から意見を求められたので、まずは、その内容について御説明申し上げます。「予算議案」であるが、資料3ページの「第365回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、139万9千円を増額計上しようとするものである。

「2 事業の概要」であるが、平成30年7月豪雨への対応として、広島県からの要請に基づき、教育関係職員の派遣に要した経費として、125万6千円を計上したほか、仙台南部地区特別支援学校新築工事のためのプロポーザル審査会の設置に要する経費として14万3千円を計上している。

「3 債務負担行為」であるが、仙台南部地区特別支援学校校舎等基本・実施設計について、平成34年3月までの4ヵ年で2億1,100万円を限度額として措置するものである。

次に、資料4ページの「第365回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。条例外議案であるが、議第206号議案及び議第207号議案「財産の取得について」は、県立学校に整備する教員用タブレット端末811台やプロジェクト552台等のICT機器及び宮城県水産高等学校の実習機器を取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会については、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月30日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## (2) 平成31年度使用県立中学校教科用図書の採択について

(説明者：松本教育次長)

「平成31年度使用県立中学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。資料は、5ページから7ページになる。

県立中学校において使用する教科用図書については、原則として4年間同一の教科用図書を採択すること

が求められており、4年目にあたる平成31年度は、平成28年度に採択したものを引き続き採択することとなる。各中学校では、校内に「教科用図書選定調査委員会」を設置し、継続を前提として現在採択している教科書について、これまでの2年間、実際に授業で使用した上での評価を含めて、あらためて調査研究を行い、継続使用が適切であるとの報告があった。県教育委員会では、各教科の担当指導主事及び有識者からなる「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」を庁内に設置し、各教科の担当指導主事が行った教科書及び各中学校からの報告に対する事前審査をもとに、教科書の継続使用について審査を行ったところ、継続使用は妥当であるとの判断をした。審査委員会の判断を踏まえ、資料6ページ及び7ページのとおり教科書を採択することとし、このことについて教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、8月21日付けで専決処分したので同条第2項の規定により御報告する。

なお、「特別の教科 道徳」の教科書については、先月の教育委員会定例会ですでに採択されている。今後も教科書採択が採択権者としての責任のもとに、公正かつ適正に実施されるよう努めていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 〓 質疑なし

### (3) 平成31年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について

(説明者：松本教育次長)

「平成31年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について」御説明申し上げます。資料は、8ページと別冊3冊となる。

平成31年度に県立高校で使用する教科用図書については、採択の基本方針、採択基準等に基づいて、各学校において教科書の調査・研究を行い、生徒や学校の実情に応じて最も適切な教科書を選定し、県教育委員会に報告することとしている。県教育委員会では、各学校から提出された採択希望について、各教科の担当指導主事及び有識者からなる「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」において審査をし、各学校からの「生徒の主体性を育成する学習活動が展開しやすい」、「資料が充実しており、基礎から発展までバランス学習できる」等の理由は適切であり、いずれの希望も妥当であると判断した。審査委員会の結果を踏まえ、県教育委員会では、別冊1の「学校別教科書一覧」のとおり教科書を採択することとし、このことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、9月3日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により御報告する。

なお、別冊1は、採択した教科書を学校別に整理した一覧であり、1ページから40ページが高等学校分、41ページから44ページが特別支援学校高等部で高等学校に準ずる教育を行っている学校分である。別冊2は、別冊1を発行者別に整理した一覧、別冊3は、平成31年度使用の高等学校用教科書目録となっている。今後も採択権者として、教育委員会がその責任において、公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 〓 質疑なし

### (4) 平成31年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部教科用図書の採択について

(説明者：松本教育次長)

「平成31年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部における教科用図書の採択について」御説明申し上げます。資料は9ページから16ページである。

平成31年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する学校教育法第34条第1項及び同法附則第9条の規定による教科用図書については、本県の採択基準に基づき教育委員会で作成した選定資料を参考として、各特別支援学校で候補となる教科用図書の選定を行った。その後、各学校から提出された採択を希望する教科用図書について、大学教授や各障害種の特別支援学校長で構成された教科用図書採択検討会議において、新学習指導要領との関連、小・中・高の学びの連続性や生涯学習の視点などから審議した結果、平成31年度に使用する教科用図書として、資料11ページから16ページに記載のとおりとなった。文部科学省検定済又は著作本から、小学部用36点、中学部用52点、学校教育法附則第9条の規定による教科用図

書、いわゆる一般図書から、小学部用73点、中学部用33点を採択することとした。このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、8月8日付で専決処分したので、同条第2項の規定により御報告するものである。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## 1 1 課長等報告

### (1) 県立学校における在校時間調査の結果について

(説明者：福利課長)

「県立学校における在校時間調査の結果について」御説明申し上げる。資料は、1ページから5ページである。資料1ページを御覧願いたい。

県立学校教職員の在校時間の把握については、健康管理対策を図るため平成24年9月に策定した「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」に基づき、正規の勤務時間外における在校時間の把握を行っているものである。はじめに、「2 正規の勤務時間外における月80時間超報告者」について御説明申し上げる。まず、在校時間の月80時間とは、厚生労働省が定めた心疾患、脳血管疾患による労働災害の認定基準に基づく医学的検討結果により、健康障害のリスクが高まる目安となるものである。

(1) 県立高等学校の表の平成29年度の報告者数の欄を御覧願いたい。これは、平成29年度において正規の勤務時間を超えて在校した時間が月80時間を超えたことがある教職員の実人数であり1,544人となっているが、平成28年度と比較して報告者数、割合共に減少している。

次に(2) 県立中学校、(3) 県立支援学校については、平成28年度と比較して報告者数、割合共に若干増加している。参考まで下段に、35市町村教育委員会の協力のもと、市町村立小中学校における過去3カ年の状況についてまとめたものを掲載している。

次に、資料2ページを御覧願いたい。「3 校種毎の月別80時間超報告者数の傾向」について御説明申し上げる。このグラフは、平成29年度において月80時間を超えたことがある教職員の月毎の人数の推移を、校種別で表している。県立中学校と県立支援学校については母数が少ないため、下段に再掲している。全体的な傾向としては、夏季休業期間の8月、冬季休業期間の12月、1月は減少する傾向がみられる。特に県立高等学校について御説明する。太い点線のグラフを御覧願いたい。5月と10月にピークがみられる。これは部活動の大会が行われる時期であり、その指導従事時間が多くなっているためと思われる。逆に2月がもっとも少なくなっている理由としては、高校入試期間で部活動が制限されることや、積雪等のため屋外競技の部活動が困難となる場合があることなどが考えられる。

次に、資料3ページを御覧願いたい。「4 主な従事内容」について御説明申し上げる。これは、平成29年度において正規の勤務時間を超えて在校した時間が月80時間を超えた教職員について、その従事内容を「部活動・課外活動指導」や「問題作成採点・成績処理」など8項目に区分した中から、主なものを選んで回答があった割合を示したものである。まず、県立高等学校では、「部活動・課外活動指導」の割合が例年同様、最も高くなっているが、その割合は、年々減少傾向にある。次いで「教材研究、教科指導等準備」の割合が高くなっている。県立中学校においても、「部活動・課外活動指導」の割合が最も高く、ついで「教材研究、教科指導等準備」の割合が高くなっている。次に下段の県立支援学校であるが、「その他」の割合が最も高く約半数を占めており、その内容は、危機管理、入試業務、資料作成などである。次に割合が高いのは「教材研究、教科指導等準備」となっている。

次に、資料4ページを御覧願いたい。こちらは市町村立小中学校における主な理由の割合をまとめたものを参考として掲載している。下段には、「5 各所属における在校時間縮減に向けた主な取組状況」を記載してある。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「6 在校時間が長い教職員への対応」を記載してある。県教育委員会としては、中学校・高等学校における正規の勤務時間外における従事内容のうち、部活動・課外活動指導の理由が多いことから、平成30年3月に策定された「部活動での指導ガイドライン」の徹底を図り、全体的な在校時間の縮減を図っていきたいと考えている。また、ここに記載した在校時間縮減に向けた取組、情

報の提供と共有、在校時間が長い教職員のケアに記載の各取組を行いながら、今後も引き続き、教職員の健康保持・増進に努めていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

奈 須 野 委 員 土日の活動時間は4時間と制限をしているが、例えば、練習試合に同行し、移動や練習時間を含めて8時間かかった場合は8時間と報告されているのか。

福 利 課 長 委員御指摘のとおり、練習試合等に同行した場合については、活動時間は8時間として報告されている。

奈 須 野 委 員 土日の両日に練習試合に同行した場合、活動時間は16時間と報告されることから、こうした事例が4週間続けてあった場合はかなりの活動時間になると思うので、土日に関わる時間が大きく見られていると思う。そうしたことを防ぐためにも、土日のうち1日は休みを取るようガイドラインで示されている。平日に学校で夜の9時や10時まで勤務している教員は、平日の定時勤務時間終了後に4時間から5時間の時間外勤務をしていることになる。そうした方々の労力は、週末の部活動で時間外勤務を80時間報告した方とは違っており、精神的や肉体的な疲労においても違ってくる。そうしたことを含めて、この調査の中で、時間外勤務は1日毎に何時間なのかといった調査も行いながら、より働き方改革を見据えた対策が必要ではないかと思う。

福 利 課 長 県立高等学校については、1日毎に報告を行う様式になっている。統計的には1日毎の調査は行っていないが一覧として見ることは可能であることから、委員から御指摘のあった1日毎の傾向も調査したいと考えている。今のところは1日毎の集計はとっていない状況である。

奈 須 野 委 員 いま質問した理由は、例えば夜の9時や10時に家に帰ってから夕飯を食べ、風呂に入り、11時や12時から朝の7時まで寝ることは、毎日のこととなると、とてもハードになってくると思う。長時間労働は部活動による問題となりがちであるが、こうしたところをぜひ把握して改善に向け取り組んでいただきたい。

福 利 課 長 自分の感覚として、部活動を一生懸命行う教員は、通常の業務も一生懸命行っており、精神的にも肉体的にもだいたい疲労が蓄積していると思う。このことから、色々な健康対策を行いながら、教員の体調管理や疲労回復に努めていきたいと考えている。

千 木 良 委 員 資料1ページに、勤務時間外における月80時間超報告者の調査結果が示されているが、例えば、県立高等学校の報告者数や割合において、平成27年度から平成29年度までほぼ横倍の数値となっている。平成29年度の割合は前年度から0.4ポイント減っているが、この数値をどのように捉えるのか。今後、働き方改革によって、そうしたところが段々減少してくるという期待値は非常にあると思うが、ここで何か数値目標等を設定しているのか伺いたい。

福 利 課 長 現在のところ数値目標は設定していないが、委員御指摘のとおり働き方改革等があるので、色々な場面で教員の在校時間縮減に努め、教員の負担を少しでも軽減できればと思っている。また、高等学校において、平成27年度以降ほぼ横倍の調査結果となっているが、昨年、全国高等学校総合体育大会(南東北インターハイ)や全国高等学校総合文化祭が開催されたにも関わらず、月80時間超報告者が若干減少したことは、勤務時間外の縮減に対する教員の意識が少し出てきたのではないかと考える。昨年度、全国大会規模のイベントがあったので月80時間超報告者の数値が増えるのではないかと想定していたが、結果として若干でも前年度より減少したことは良い傾向ではないかと考えている。

千 木 良 委 員 数値目標の設定と申し上げたが、その目標を設定することが良いとは決して思っていない。特に、医療等でも数値目標で計るところがあるし、数値目標を出すことによって、結果が認められて認識されるところが結構あることから、ついそうした発想になってし

まうが、テストの点数やこうしたことにしろ、数値だけで捉えられてしまうと非常に申し訳ないと思う。いつも話しているが、人を相手にする職業は難しいということは十分に分かっているが、そうした中でも工夫を凝らして、なるべく教員も人として良い状況で仕事ができるようになることを望んでいる。

福 利 課 長

これは福利課だけでは対処できない問題でもあるので、教育委員会を挙げて、関係各課と歩調を合わせながら教員が少しでも在校時間を縮減できるような方向で考えていきたい。

### (2) 平成31年度宮城県公立学校教員採用候補者第1次選考の結果について

(説明者：教職員課長)

「平成31年度宮城県公立学校教員採用候補者第1次選考の結果について」御説明申し上げます。資料は、6ページである。

今年度、宮城県単独で実施した採用選考は2年目を迎え、第1次選考の合格発表を8月20日(月)に行った。全受験者1,861名のうち789名を合格とし、倍率は2.4倍になっている。特に小学校においては受験者の66%を合格者とし、多くの人材の中から人物を重視した採用選考につながるよう考えている。

なお第2次選考は、今月6日(木)から8日(土)及び13日(木)から15日(土)の日程で行い、来月26日(金)の午前10時に最終合格者の発表を行うこととしている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

奈 須 野 委 員

単独での採用試験として2年目となるが、昨年度は2,447名の方が受験したのに対し、今年度は受験者数が1,861名となっていることから、昨年度から受験者数が減った理由を伺いたい。

教 職 員 課 長

出願者の人数については、昨年度から仙台市に人事の財源移譲をした影響を受けているところもあると思う。出願時の倍率については、昨年度は全体で6.4倍だったがこれに対して、今年度は6.5倍であり、ほぼ前年度並みの倍率であったことから、全体の質の確保というところに関しては大きな影響はないものと思っている。

### (3) 平成32年度公立高等学校入学者選抜について

(説明者：高校教育課長)

「平成32年度公立高等学校入学者選抜について」御説明申し上げます。資料は、7ページと別冊である。

昨年12月18日の定例教育委員会において新しい入学者選抜制度が決定し、各高等学校では、学校経営方針や特色等を踏まえ、求める生徒像や具体的な選抜方法を検討してきたが、この度、各学校の「求める生徒像・選抜方法」を別冊のとおり取りまとめたので御報告する。これまでの「入学者選抜一覧」については、入試を実施する年度の7月に公表していたが、平成32年度入試では制度が大きく変わるため、中学生が早い段階から主体的な進路選択を行うことができるよう、「求める生徒像・選抜方法一覧」をこの時期に公表することとした。

資料7ページを御覧願いたい。「1 これまでの経緯について」であるが、資料にあるとおり、これまで高校及び中学校の教員を対象とした説明会のほか、中学生・保護者を対象として、市町村ごとに説明会を開催し、新入試制度の周知に努めてきた。

「2 各学校の求める生徒像・選抜方法の概要について」であるが、「(1) 入学者選抜実施公立高等学校数・学科(コース・部を含む)数について」は、全日課程69校133学科及び定時課程13校21学科となっている。また、「(2) 選抜順序について」であるが、全日課程では全体の約8割にあたる52校102学科において、共通選抜を先に実施することとなった。一方で定時課程においては、特色選抜を先に実施することとした学校・学科が半数近くとなっており、全日課程と定時課程において傾向の違いが出ている。

次に、「(3) 特色選抜において面接、実技、作文を実施する学校について」であるが、面接を実施する学

校は、全日制課程で24校50学科、定時制課程で13校21学科であり、そのうち全日制課程では、面接の実施日を学力検査の翌日に設定している学校・学科が多くなっている。また、実技試験については、体育科及び美術科のある3校3学科全てにおいて実施する。

なお、第一次募集において作文を実施するとした学校・学科はなかった。

次に、「(4) その他」についてであるが、特色選抜において、不登校生徒等を積極的に受け入れる学校・学科については、調査書の換算率を0.25倍未満に設定することができるとしていたが、定時制課程3校6学科において調査書点を0点とすることとなった。

最後に、「3 今後のスケジュール」についてであるが、各学校の求める生徒像及び選抜方法については、本日中に記者発表するとともに、高校教育課のホームページに掲載する。また、10月初旬には、各中学校等に対して製本した冊子を送付することとしている。それ以降のスケジュールについては、資料のとおりとなる。別冊には、学校・学科ごとの具体的な「求める生徒像」及び「選抜方法」についてまとめている。このうち、別冊に記載している募集定員については、現段階での予定となっており、正式には来年5月に公表することとしている。また、別冊の最終ページには、すべての公立高校の選抜順序や、特色選抜の際に用いる換算後の調査書点、学力検査点などを一覧表として掲載しているので、後ほど御確認願いたい。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千木良委員

「求める生徒像」は、説明会の時などに教員から生徒に説明されると思うが、実際に受験される中学生にとって、この「求める生徒像」に関してかなり参考にするものなのか。

高校教育課長

これは持っている資格などそうしたのではなく、学校の特色を狙っている経営方針であったり、学校目標に準じたものであることから、中学生は高校を選ぶ際にこの「求める生徒像」を見て、どのような教育方針なのか、どのような生徒像なのかを参考にする上で一つの大きなものになっていると思う。

#### (4) 仙台南部地区特別支援学校整備事業に係る進捗状況について

(説明者：特別支援教育課長)

「仙台南部地区特別支援学校整備事業に係る進捗状況について」御説明申し上げます。資料は、8ページから9ページである。

はじめに、資料8ページの1の「事業の概要」を御覧願いたい。この事業は、仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図るとともに、今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒の後期中等教育段階における学びの場を確保するため、仙台市南部の太白区秋保地区に特別支援学校を新設するものである。予定地は、太白区秋保地区の旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校の跡地で、事業規模としては、4階建てと2階建ての校舎がそれぞれ一棟に、寄宿舎と生活訓練棟、合わせて延べ床面積14,143㎡を整備するものである。学校規模は、全体で36学級規模となる。小学部が12学級、中学部が6学級、高等部の普通科が6学級のほか、職業教育に重点を置いた、いわゆる高等学園機能を有する産業技術科を12学級設置するものである。事業期間は、平成30年度から平成36年度までで、事業費は約89億円である。

次に、資料9ページを御覧願いたい。こちらは、新設校の想定建物配置図であるが、青い線で囲まれた所が今回の事業敷地となる。資料8ページに戻り、2の「進捗状況」であるが、8月24日に宮城県行政評価委員会から「事業を実施することは妥当と認める。」との答申を受け、9月3日の政策・財政会議において、本事業を実施することは適切であると判断された。今後は、平成30年度9月議会において、設計プロポーザル関連事業費の補正予算を計上するとともに、基本設計・実施設計に関する費用として、平成30年度から平成33年度までの4か年で、2億1千1百万円の債務負担行為を設定する議案を提出する予定である。

最後に3の今後のスケジュールであるが、今年12月頃からプロポーザル方式により設計事業者を選定する作業に入る。その後、平成31年6月から平成33年7月まで基本・実施設計、平成33年度から平成35年度に建築工事、そして平成36年4月に開校する予定としている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

## (5) 平成30年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について

(説明者：施設整備課長)

「平成30年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について」御説明申し上げます。資料は、10ページから18ページである。

全国の公立学校施設の耐震改修状況が、文部科学省から8月28日に公表されたので、県内の公立学校の耐震改修状況について、その概要を御報告するものである。はじめに、資料10ページを御覧願いたい。

「1の構造体の耐震化の状況」について、「非木造」と「木造」に分けて、直近3か年の推移を全国と比較する形で記載している。今年4月1日現在の県内の耐震化率については、非木造、木造ともにおおむね全国平均を上回っており、壁や柱、床、梁、屋根などの構造体の耐震化の取組は着実に進んでいる。(1)の非木造施設のうち、未対策の施設が小中学校において1棟あるが、今年度中に耐震化が完了する予定となっている。高等学校においては、温室や器具庫など16棟あるが、そのうち3棟については、老朽化により解体予定であり、残りの13棟については今後耐震診断等必要な対策を講じていく。(2)の木造施設については、全ての校種で耐震化が完了している。

次に、資料11ページを御覧願いたい。「2の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策状況」については、屋内運動場の他、武道場、講堂、屋内プールを対象として、特に、落下防止対策が必要な吊り天井を有する施設と吊り天井を有しない施設に分けて、全国と比較する形で記載している。

吊り天井等の落下防止対策のうち、県内の高等学校では、47棟のうち対策済の14棟を除く33棟が未対策となっているが、今年度中にそのうち13棟の対策を実施することとしており、残り20棟についても、引き続き、計画的に必要な対策を実施していく。

「3の屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策状況」を御覧願いたい。小中学校の耐震対策実施率が全国と比較して低くなっているが、まずは、耐震点検の実施を促し、非構造部材の状況を確認した上で、必要な耐震対策の実施をするよう関係市町村を指導していく。

県教育委員会としては、耐震化100パーセント達成に向け、引き続き県立学校施設の耐震対策について鋭意取り組んで行くとともに、市町村に対して、国の補助制度や今年度創設した県単の「小規模防災機能強化補助事業」を活用するなど、耐震対策の取組を促していく。

なお、調査結果の詳細については、資料12ページ以降に「4 参考」として記載しているので、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

齋藤委員

丁寧な調査をしていることはよく分かり、特に、資料11ページに記載されている「3 屋内運動場等の吊り天井以外の非木造部材の耐震点検・耐震対策状況」を見ると、点検実施率は全国の数値と比較して宮城県は高いことから、しっかりと調べていると安心したところであるが、唯一、小中学校の耐震点検実施率だけが極端に低くなっているが、その理由を伺いたい。

施設整備課長

県立学校も同様であるが、まずは構造体の耐震化を優先して取り組んできており、構造体以外の吊り天井、それから吊り天井以外の非構造部材については、構造体よりもやや対策が遅れている。構造体の耐震化についても数値がかなり高くなってきていることから、今後は構造体以外の対策についても点検を実施するよう促していきたいと考えている。

伊藤教育長職務代行委員

最近、日本列島において自然災害が相次いで発生していることから、色々な制度を活用していただくことをしっかり広報することにより、耐震対策の取組についての促しを一層強化していただくようお願いする。

## (6) 学校敷地内におけるブロック塀等の安全点検等状況調査結果について



(説明者：施設整備課長)

「学校敷地内におけるブロック塀等の安全点検等状況調査結果について」御説明申し上げる。資料は、19ページから23ページである。はじめに、資料19ページを御覧願いたい。

まず、1の概要であるが、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊事故を受け、6月29日付けで文部科学省から全国の学校設置者に対して依頼のあった、学校敷地内にある組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の安全点検等の調査結果について、文部科学省から平成30年8月10日に公表されたことに伴い、県内の公立学校の調査結果について報告するものである。

2の調査対象から4の調査内容までは、資料に記載のとおりである。

5の調査結果であるが、県立学校については、学校敷地内にブロック塀等がある学校が17校で、そのうち安全性に問題があるブロック塀等があった学校が12校、内部点検が必要なブロック塀等がある学校が5校で、内部点検が完了している学校はまだない。

次に、資料20ページを御覧願いたい。市町村立学校については、学校敷地内にブロック塀等がある学校が83校で、そのうち安全性に問題があるブロック塀等があった学校が49校、内部点検が必要なブロック塀等がある学校が43校で、内部点検が完了している学校が6校あった。

6の対応方針であるが、県立学校敷地内のブロック塀等については、設置から相当の年数が経過しており、内部の鉄筋のサビが進行している可能性があるなど、経年劣化等による強度の低下が懸念されることから、児童生徒等の安全を確保するため、原則として全て撤去することとしている。8月末までに古川黎明高校をはじめ、柴田農林高校、仙台南高校、東松島高校、船岡支援学校のブロック塀を全て撤去したほか、小牛田農林高校と登米総合産業高校のブロック塀の一部を撤去した。他の県立学校についても、契約手続きや隣接地所有地との調整等準備が整った所から順次撤去を進めていく。また、市町村立学校敷地内のブロック塀等については、今回の調査結果を踏まえて、文部科学省において、財政的支援やフォローアップ調査の実施が予定されていることから、国の動向を見ながら、補助金等の活用を含め、撤去の推進を該当する市町村に働きかけていく。

なお、調査結果の詳細については、資料21ページ以降に記載しているので、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上である。

(質 疑)

奈 須 野 委 員

市町村立学校のブロック塀の対応については、教育懇話会の圏域会議において施設整備課長が報告していた。その際、安全性に問題のあるブロック塀が49校あるとのことであったが、その対応としてこれから文部科学省において予算措置されて、その後に文部科学省から対策を実施するよう指示があると理解している。先程、伊藤委員が御指摘したとおり、災害の発生が増えている状況において、安全性に問題のあるブロック塀について、予算がないからまだ撤去しなくてよいとか、もうすぐ予算措置されるからその後に対応すればよいというのでは良くないと感じる。この点も含めて、文部科学省の動向も踏まえて、県が強力に即応支援するような形で指導するようお願いしたい。

施 設 整 備 課 長

市町村立学校については、17市町の49校に安全性に問題があるブロック塀があると報告を受けている。市町村においては、ブロック塀の撤去を進めているところもあり、また、これから補正予算を措置してブロック塀を撤去していくところがあると報告を受けている。これから対応をはじめるところについては、国の補助金等を活用しながら、できるだけ早めにブロック塀の撤去を完了するよう改めて促していきたいと考えている。

(7) 宮城県指定有形文化財の指定解除について

(説明者：文化財課長)

「宮城県指定有形文化財の指定解除について」御説明申し上げます。資料は、24ページである。

宮城県指定有形文化財である旧大沼家住宅は、村田町村田伝統的建造物群保存地区内に所在する豪商の屋

敷である。平成10年に建造物群が村田町に寄贈され、現在は「村田商人やましょう記念館」として公開されている。このたび、旧大沼家住宅が「東北地方における大規模商家建築の発展を理解する上で価値を有していること」が評価され、平成30年8月17日付け文部科学省告示第166号により重要文化財に指定された。よって、宮城県文化財保護条例第4条第3項の規定により、重要文化財指定と同日付けで県指定が解除されたので御報告する。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 〓 質疑なし

## 1 2 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 平成31年度宮城県立中学校入学者選抜募集要項等について
- (3) 第45回東北総合体育大会の結果について
- (4) 平成30年度全国高等学校総合体育大会（東海インターハイ）の結果について
- (5) 平成30年度学校の校庭等における空間放射線量率測定結果について
- (6) ニッポンたからものプロジェクト

## 1 3 次回教育委員会の開催日程について

伊藤教育長職務代行委員 〓 次回の定例会は、平成30年10月19日（金）午後1時30分から開会する。

## 1 4 閉 会 午後2時39分

平成30年10月19日

署名委員

署名委員